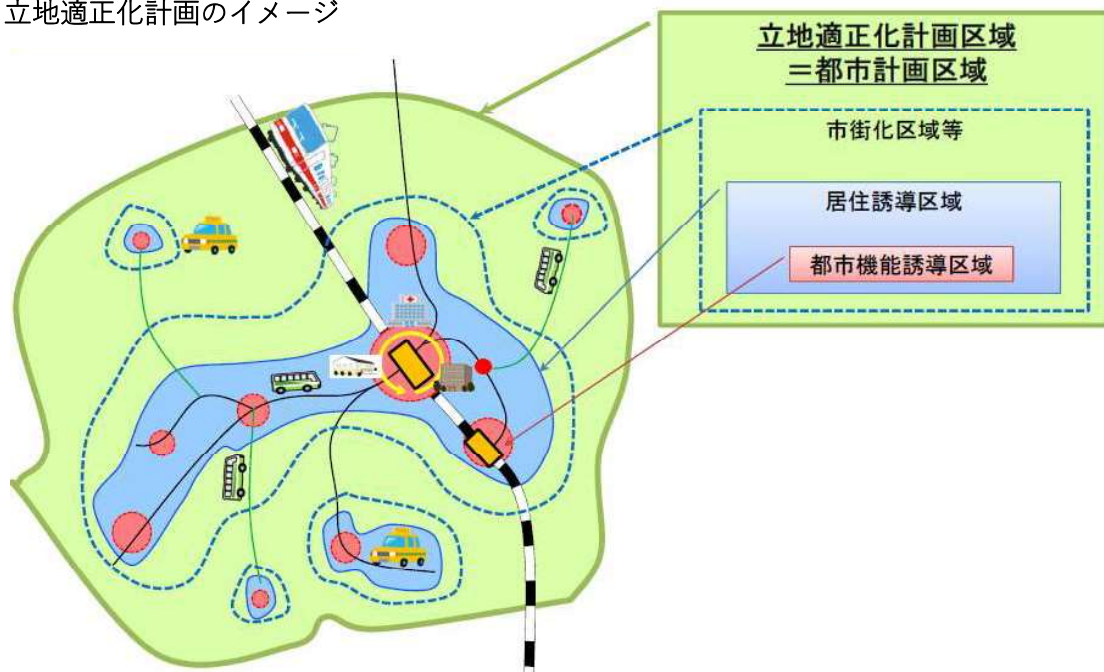


第5章 立地適正化計画の概要と方針

5. 1 立地適正化計画とは

平成26年の都市再生特別措置法改正により創設された制度で、公共交通を中心に、居住機能と、医療・福祉・商業等の都市機能を防災に配慮しつつ一体的に誘導し、人口減少社会における持続可能な都市構造への再構築を目指すための計画です。都市計画区域内を対象とし、市街化区域内に居住誘導区域と都市機能誘導区域・誘導施設を定めることが主な内容です。

立地適正化計画のイメージ



〈国土交通省資料〉

5. 2 都市計画マスタープランを踏まえた立地適正化計画の方針

立地適正化計画では都市計画マスタープラン・全体構想に沿って、将来の人口密度や、都市機能の立地状況・公共交通の状況・災害エリアの状況等を踏まえ、都市機能誘導区域・誘導施設・居住誘導区域を定めます。全体構想では、まちづくりの基本理念として、「歴史・文化・自然と共に新たな未来を創造する都市・奈良」、まちづくりの基本方針として、「未来をひらくまちづくり」、「未来をささえるまちづくり」、「未来につなぐまちづくり」を掲げています。また、この基本理念・基本方針に沿った具体的な施策を全体構想及びゾーン別構想で示しています。その中で、特に「未来をひらくまちづくり」、「未来をささえるまちづくり」に関連して展開する施策を立地適正化計画において定める、都市機能誘導区域及び居住誘導区域内における誘導施策として位置付け、効果的な施策展開を図ります。